



MADE IN OSAKA、募集中。

歯ブラシからロケットまで。そう例えられるほどに、幅広いジャンルのものづくりが行われている大阪。「中小企業の街」といわれるほど、中小企業が多く集まる大阪。そんな大阪だからこそ培われた、どこにも負けない技術力、職人技、アイデア力が活かされた製品を募集します。



第11回 令和5年度 大阪製ブランド認定制度

応募締切

令和5年6月30日（金）必着

お問合せ

【大阪製ブランド認定事業事務局】
〒577-0011 大阪府東大阪市荒本1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階
公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部
TEL：06-6748-1054 FAX：06-6745-2362

HP



instagram



Twitter



大阪製ブランドを募集します

大阪製ブランドとは

大阪府では、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として知事が認定し、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、自社製品開発を促進しています。認定製品は、大阪府及び公益財団法人 大阪産業局をはじめ、様々な支援機関等が実施するプロモーション活動によって、国内外に情報発信します。



認定のメリット

認定製品への
大阪製ブランドロゴマークの使用

百貨店や商業施設などでの展示・販売を通じた
プロモーション支援

大阪府等によるプレスリリース、ホームページへの掲載、
SNS、パンフレット等による情報発信

大阪府関係施策などへの推薦
(広報誌での紹介、イベント・催事での製品紹介等)

応募資格

下記 **1** 又は **2** 及び **3** から **5** 全てに該当すること

- 1** 大阪府内に本社及び製造拠点(自社工場又は協力工場)を有する中小企業(個人事業主も可)であること。
- 2** 複数の企業で応募される場合は、国内で法人格を有する団体であること。*
- 3** 府税に係る徴収金の未納がないこと。
- 4** 消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- 5** 大阪府・大阪産業局等が実施するプロモーション活動等に積極的に参加・協力できること。

※国内で法人格を有しない団体・グループ等で応募される場合は、申請書のほか別途書類を提出していただきます。

対象製品

- 1** 消費財(一般消費者を対象として販売する最終製品)であること(食品を除く)。
- 2** 応募企業が主体的に企画・設計・製造した製品で製造拠点(自社以外の協力工場でも可)が原則大阪府内にあること。
- 3** 応募時点で販売可能な製品であること。
- 4** 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。

※1事業年度につき、1社2製品まで応募を受け付けます。過年度に大阪製ブランドの認定を受けている企業も、応募が可能です。

※サイズ違いやカラーバリエーション、シリーズ展開がある製品については、原則用途が同一のものを1製品とみなします。

募集要項・申請書はこちら

<https://osaka-sei.m-osaka.com/contact/>



お問合せ

[大阪製ブランド認定事業事務局]

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館 1階

公益財団法人大阪産業局 MOBIO 事業部

TEL:06-6748-1054 FAX:06-6745-2362